

添付書類一覧

お子さんが保育所（園）に入園する場合、「保育を必要とする子ども」であることが分かる書類が必要となります。下記事項を確認の上、**父母及び同居の祖父母の方（65歳以上の方は不要（令和8年4月1日時点の年齢））**は該当書類の提出をお願いします。

事由		説明	必要書類
①	常勤	家庭の外で仕事をする場合（月 48 時間以上）	○就労証明書
②	パート・アルバイト	家庭の外で仕事をする場合（月 48 時間以上）	・勤務先の証明が必要
③	自営業		就労証明書、または、自営証明書 ○就労証明書 + 自営等を証明する書類 （いずれか 1 点：営業許可証、開業届、登記簿等、確定申告書、源泉徴収票の写し、その他自営等を証明する書類）
④	農業		○自営証明書 ・民生委員の証明が必要
⑤	内職	家庭内で日常の家事以外の仕事をする場合（月 48 時間以上）	○就労証明書 + 収入があること、働いていることがわかるものの写し（直近 1 か月分の出来高明細書のコピー等）
⑥	妊娠・出産	産前 6 週から産後 8 週までの妊産婦	○その他の証明書 + 出産予定日が証明できるもの（母子手帳の写し等）
⑦	疾病・障害	家族で病気、負傷、心身に障害がある場合	○その他の証明書 + 診断書（3 か月以内）、または、障害者手帳や介護保険被保険者証の写し
⑧	同居親族の介護・看護	家族に長期にわたる病人や、心身に障害がある人がいるため、いつもその介護・看護にあっている場合	
⑨	災害復旧	災害等の復旧の間、子どもの保育ができない場合	○その他の証明書 + 罹災証明書
⑩	求職活動	求職活動または起業準備を継続的に行っている場合	○その他の証明書 + ハローワーク登録証等の写し
⑪	就学（職業訓練含む）	月 48 時間以上の職業訓練中などの場合	○その他の証明書 + 通学、在学証明書等の写し
⑫	虐待・DVのおそれ		
⑬	育児休業取得中	育児休業を取得している場合	○就労証明書、または、育児休業に関する調書 ・育児休業期間が記載されていることが必要
⑭	その他	死亡、行方不明、拘禁などの理由で、親がいない場合等	○その他の証明書

※きょうだいで保育所（園）、放課後児童クラブに申込みされる場合（保育所（園）「現況届」含む）は、就労先に記載していただく就労証明書は保護者 1 人につき 1 枚のみで結構です。きょうだい分のコピーを取り、いずれか 1 人のお子さまの申請書類に就労証明書の原本を、他のお子さまの申請書類にはコピーを添付ください。就労証明書は入園申込みの他、①保育所現況届（10 月頃）、②放課後児童クラブ入所申込（12～1 月頃）で使用します。証明日から 4 か月経過した場合には、再度就労証明書の提出を求めることがあります。